

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス堅田店 大津市本堅田六丁目3033番1
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 令和4年4月1日に施行された大津市交通安全条例（令和3年大津市条例第59号）第7条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、市は市民および事業者による取組を推進することを定めています。特に、敷地出入口について、見通しの確保に配慮してください。
 - (2) 青少年の健全育成の見地から具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力をされたい。
 - (3) 当該地（店舗）から排出されるごみについて
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - イ ごみの減量、再資源化に努めること。
 - ウ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること。（カタログ等添付要）また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
 - エ 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を遵守すること。
 - (4) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (5) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書の提出をすること。
 - (6) 大津市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成24年大津市条例第6号）、大津市開発許可制度に関する基準および都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づく開発許可（令和5年2月20日付け大津市指令都開第R0445号）の内容並びにその許可条件を遵守すること。
 - (7) 当該届出地の出入口に面する道路は、堅田小学校、堅田中学校の通学路であることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前に説明を願いたい。
 - (8) 危険物の貯蔵等が生じる場合には事前に消防局予防課危険物係に問い合わせること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和5年7月14日から令和5年8月14日まで